

東海村芸術祭展示部門実行委員会規則

第1条 目的

本会は、東海村芸術祭実行委員会規約に則り、東海村の文化芸術と参加団体の発展向上を目的とする。

第2条 事業

本会は、目的達成の為、次の事業を行うものとする。

- 1) 東海村芸術祭又はそれに同等する事業

第3条 参加団体

東海村文化協会所属連盟所属の参加希望団体

第4条 部会

本会は、芸術祭展示部門参加団体の代表により構成し、芸術祭展示部門の計画・実施に係わる内容を審議・遂行する。

第5条 役員

本会は、次の役員で構成する。

実行委員長 1名 副実行委員長 1名 実行委員 副実行委員

実行委員長は、文化協会副会長とする。副実行委員長は、芸術祭参加団体会員から部会で選出する。実行委員は、芸術祭参加連盟の理事長又は理事長指名者が担当する。なお、副実行委員長は実行委員が参加団体から選出する。

第6条 役員の任期

任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第7条 運営

本会は、参加団体の自主性を尊重し、合議制により運営する。

第8条 事務局

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団が司る。

(事務局長：1名 事務局員：若干名)

附則

本会則は、平成24年4月25日制定、施行する。